

中高層建築物等の建築の前に行うこと

中高層建築物等の建築に関する事前協議

河合町中高層建築物等の建築に関する指導要綱に基づく協議

中高層建築物の建築に伴う事前協議書(様式第1号)(添付図書を含む) 9部* 提出

*提出部数については、中高層建築物等の建築に関連し特に協議が必要と判断する場合は、その都度町長が決定する。

中高層建築物等の建築に関する事前協議

関係課へ指示事項等について協議依頼
指示事項等について関係課と協議

(標準処理期間概ね30日)

帰属と管理に関する協定書締結
事前協議完了書を発行

建築確認申請

中高層建築物等の建築の後に行うこと

公共施設及び公益的施設の工事完了検査

河合町に帰属がある場合
「河合町公共施設及び公益的施設の帰属と管理に関する要綱」の規定に基づく検査申請書
(様式第1号)を提出
検査日の予約を行う

検査結果通知書を発行

公共施設及び公益的施設の帰属申請

公共公益施設等帰属申請書(様式第5号)(添付図書含む) 1部 提出

帰属決定通知書を発行

所有権移転登記の手続き

所有権移転登記(嘱託登記)に必要な書類
登記地目については、開発行為における計画用途の地目に変更しておく
(例:道路用地の場合は「公衆用道路」)

管理移管の時期に到達

公共施設及び公益的施設の管理移管申請

公共公益施設等移管申請書(様式第7号) 1部 提出